

Q & A

Q1 太陽光発電を始めましたが、電気供給業に該当しますか？

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者に対し電気を供給する事業をいいます。実際に電気の供給している実態のある事業をいい、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かを問いません(通(県)3章4の9の2)。

電気供給業を始めた場合は、「法人の設立等に関する申告書(様式第61号)」の提出が必要です。(県税条例第40条の3)

Q2 電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)の区分計算を行う場合において、電気供給業とその他の事業に共通する経費があるときには、どのように計算すればいいですか？

電気供給業とその他の事業の両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって各事業の付加価値額又は所得額を算定することになります(通(県)3章4の9の5)。

Q3 電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

電気供給業を行っている法人のうち、法第72条の2第1項第3号口に掲げる法人以外はそのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得事業から控除することができます。

法第72条の2第1項第3号口に掲げる法人は、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金又は個別欠損金をそれぞれの所得からのみ控除できます。(通(県)3章4の7の4)

Q4 電気供給業を行う予定ですが、施設を建設中で実際に電気の供給を行っていない事業年度の申告はどうなりますか？

電気供給業を開始していない間は、法人事業税の電気供給業に該当しません。

所得割(資本金が1億円を超える法人については付加価値割及び資本割を含む)により申告することになります(法第 72 条の2第1項、法第 72 条の 12)。

Q5 複数の県に事務所等を設けて事業を行う場合の分割基準はどのようにになりますか？

主たる事業の分割基準によって課税標準額を分割してください。主たる事業の判定にあたっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。

これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。(法第 72 条の 48 第3項、通(県)3章9の4)

電気供給業は、次の(1)から(3)により異なる分割基準を使用します。

○電気供給業の分割基準(平成 29 年 3 月 31 日以後終了の事業年度に適用)(注4)

(1)一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業(注1)、(注2)

ア 課税標準の総額の4分の3 発電所に接続する電線路の電力の容量(キロワット)

イ 課税標準の総額の4分の1 事業所等の固定資産の価額(注3)

(2)小売電気事業

ア 課税標準の総額の2分の1 事務所等の数

イ 課税標準の総額の2分の1 従業者の数

(3)発電事業(注1)、(注2)

ア 課税標準の総額の4分の3 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

イ 課税標準の総額の4分の1 事業所等の固定資産の価額(注3)

(注1) イのみある場合は、課税標準の総額をイにより分割してください(法第 72 条 48 第3項第2号ロ(2)、ハ(2))。

(注2) ア及びイがない場合は、課税標準は分割せずに全額を本店所在地の都道府県申告してください。

(注3) 固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載

されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。(通(県)3章9の7)

(注4)

令和2年4月1日以後終了事業年度	平成29年3月31日以後終了事業年度から令和2年3月31日以前終了事業年度
1 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業及び送電事業以外の事業とを併せて行う場合	1 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)以外の事業とを併せて行う場合
2 発電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合	2 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合(前号に掲げる場合を除く。)

Q6 無人の発電設備のみを設置し、事務所又は事業所を設置していない県があるときは、その県にどのように申告したらいいですか？

法人事業税は、事務所又は事業所所在の都道府県に納税義務があります。

無人の発電設備は、事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみ設置している県には納税義務がありません(法第72条の2第1項、通(県)1章6)。

Q7 「他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて行う場合の他の電気供給業を行う法人への支払金額に相当する収入金額」を控除する際は、他から受けたものをすべて控除することができますか？

電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む)に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象となりません(通(県)3章4の9の6)。

Q8 消費税の免税事業者ですが、電気供給業の申告をする際に、売電収入に含

まれる消費税相当額は、収入すべき金額に含まれますか？

収入すべき金額に含まれます。消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。

Q9 消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額(益税)を雑収入に計上しています。

この収入は収入すべき金額になりますか。

消費税に係る益税については、収入すべき金額に含まれます。また、控除すべき金額には該当しませんので、収入すべき金額から控除できません。

Q10 申告書には、どのような書類を添付するのですか？

一般的な法人が申告書に添付する書類のほか、電気供給業(送電事業等)の法人は、第6号様式のほかに次の1~5の書類を添付して下さい。また、電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)で、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人は、第6号様式(その2)のほかに1~14の書類を添付し、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人は1~6を添付して下さい。

1. 決算書(貸借対照表、損益計算書等)写し
2. 法人税申告書別表4(所得金額の計算に関する明細書)写し
3. 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
4. 雑収入明細書
5. (所得金課税と収入金課税の事業を併せて行っている場合及び資本金又は出資金1億円以下の法人)

所得金額の算定に係る計算書(任意の様式)

6. 所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)
7. 付加価値額及び資本金等の額の計算書(第6号様式別表5の2)
8. 付加価値額に関する計算書(第6号様式別表5の2の2)
9. 資本金等の額に関する計算書(第6号様式別表5の2の3)
10. 報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)
11. 純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)
12. 純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)

13. 計算書(積算資料)

14. 法人税申告書の写し

Q11 中間(予定)申告は必要ですか？

収入割を申告する法人で事業期間が6月を超える法人は、法人事業英及び特別法人事業税について、必ず中間申告納付(予定申告又は仮決算に基づく中間申告)しなければなりません。(法第 72 条の 26 第7項ただし書き)